

伊丹市立こども発達支援センター条例の一部を改正する
条例の制定について

伊丹市立こども発達支援センター条例の一部を改正する条例を別
記のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 20 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）に
よる児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正に伴うほ
か，所要の規定整備を行うため。

伊丹市立こども発達支援センター条例の一部を改正する
条例（令和５年伊丹市条例第 号）

伊丹市立こども発達支援センター条例（平成２７年伊丹市条例第
６２号）の一部を次のように改正する。

第３条の表中「第４３条第１号」を「第４３条」に、「福祉型児
童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第５条第１号イ中「第６条の２の２第５項」を「第６条の２の２
第４項」に改め、同号ウ中「第６条の２の２第６項」を「第６条の
２の２第５項」に改め、同号エ中「第６条の２の２第７項」を「第
６条の２の２第６項」に改め、同号オ中「第５条第１６項」を「第
５条第１８項」に改め、同号カ中「第５条第１７項」を「第５条第
１９項」に改め、同条第２号中「オ」を「カ」に改める。

第６条中「オ」を「カ」に改める。

付 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第５条第
１号オ、同号カ、同条第２号及び第６条の改正規定は、公布の日か
ら施行する。